三　前条第三号に掲げる交付　光ディスク一枚につき百二十円に公表対象報告文書一枚ごとに十円を加えた額

四　前条第四号に掲げる方法　公表対象報告文書一枚につき十円

２　前項の手数料の納付は、収入印紙をもってしなければならない。ただし、当該手数料を総務省の事務所において納付する場合には、現金をもってすることができる。

（公表対象報告文書の写しの送付の求め）

第九条　法第三十二条第四項又は第五項の規定による請求をしようとする者は、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に対し、送付に要する費用を納付して、公表対象報告文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該費用は、総務省令で定める方法により納付しなければならない。

（総務省組織令の一部改正）

第三条　総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第五十四条第三号中「その要旨の」を削る。

附　則

（施行期日）

１　この政令は、令和八年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中政治資金規正法施行令第九条第一項の表第六条第一項各号列記以外の部分の項の改正規定　令和七年十月一日

二　次項の規定　令和九年一月一日

（収支報告書の公表に関する経過措置）

２　政治資金規正法の一部を改正する法律附則第五条第四項の場合における第一条の規定による改正後の政治資金規正法施行令第十八条の規定の適用については、同条中「法第二十条の二第二項」とあるのは「政治資金規正法の一部を改正する法律（令和六年法律第六十四号。以下この条において「改正法」という。）附則第五条第四項の規定により読み替えて適用される法第二十条の二第二項」と、「による報告書」とあるのは「による報告書、改正法附則第五条第四項の規定により当該報告書に併せて提出された書面」とする。

総務大臣　村上誠一郎
財務大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　石破　茂

不正競争防止法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年八月十四日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百九十四号

不正競争防止法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十一号）附則第一条第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

不正競争防止法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、令和八年四月一日とする。

法務大臣　鈴木　馨祐
経済産業大臣　武藤　容治
内閣総理大臣　石破　茂

漁業災害補償法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年八月十四日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百九十五号

漁業災害補償法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、漁業災害補償法の一部を改正する法律（令和七年法律第三十一号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

漁業災害補償法の一部を改正する法律の施行期日は、令和七年十月一日とする。

農林水産大臣　小泉進次郎
内閣総理大臣　石破　茂

漁業災害補償法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年八月十四日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百九十六号

漁業災害補償法施行令の一部を改正する政令

内閣は、漁業災害補償法施行令の一部を改正する法律（令和七年法律第三十一号）の施行に伴い、及び漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百四十条第一項第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

漁業災害補償法施行令（昭和三十九年政令第二百九十三号）の一部を次のように改正する。

第九条の二を削り、第九条の三を第九条の二とする。

第十一条中「すべて」を「全て」に、「法第百五条第一項第二号ハ」を「同項第二号ロ」に改める。

第十二条の二中「第百十三条第四項」を「第百十三条第二項」に改める。

第十八条の五第一項中「第百二十五条の三第一項第二号」を「第百二十五条の六第一項」に改め、同項ただし書中「あわせた」を「合わせた」に改め、同条第四項中「第百二十五条の三第一項第二号」を「第百二十五条の六第一項」に改める。

第十八条の六第一号中「第百二十五条の三第一項第二号」を「第百二十五条の六第一項」に改める。

第十八条の七中「第百二十五条の三第一項第一号」を「第百二十五条の三第一項」に改める。

第十八条の九を削る。

第十八条の十中「第百二十五条の十一第三項」を「第百二十五条の十一第二項」に改め、同条を第十八条の九とする。

第二十二条の二中「百分の九十」を「百分の九十五」に改める。

第二十二条の四の表中「から第三項まで、第百十条第一項」及び「から第四項まで」を削り、「、第百二十五条の六第一項及び第二項、第百二十五条の八第一項、第百二十五条の十一第二項及び第三項、第百二十七条第一項並びに第百九十五条第一項第二号」を「及び第百二十七条第一項」に改める。